

	強制わいせつ、強制性交等 (※3)				強制性交等 (※4)				起訴率 (※5)	
	処理人員	起訴人員	不起訴人員	その他	起訴率 (※5)	処理人員	起訴人員	不起訴人員		その他
平成26年	4399	1671	2191	537	43.3%	1014	346	582	86	37.3%
平成27年	4686	1622	2471	593	39.6%	1144	341	735	68	31.7%
平成28年	4525	1487	2444	594	37.8%	960	296	571	93	34.1%
平成29年	4712	1484	2684	544	35.6%	997	282	643	72	30.5%
平成30年	5254	1621	3051	582	34.7%					

※2

- ※1 平成30年については、法務省ホームページにおいて公表している速報値であり、今後変わり得る。
- ※2 同速報値では、強制性交等罪等と強制わいせつ罪等とを区別していないため、処理人員等を表示していない。
- ※3 対象罪名は、強制わいせつ、準強制わいせつ、監護者わいせつ、強姦、集団強姦、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等
- ※4 対象罪名は、強姦、集団強姦、強制性交等、監護者性交等
- ※5 起訴率は、[起訴人員] / ([起訴人員] + [不起訴人員]) × 100として算出した。

※傍線は山井事務所にて付加

出所：法務省提供資料

【朝日新聞朝刊 2017/10/25】

「性被害者救済の仕組みを」 伊藤詩織さんが手記、会見

おたく、今回この案件は完全に終結した。一部報道などで名譽が著しく傷つけられ、法的措置も検討している」とコメントした。

会見で伊藤さんは「日本では7月に改正刑法が施行されたが、強制性交罪も、被害者が抵抗できないほどの暴行・脅迫を受けたと証明できないと罪に問えないことは変わらない。3年後の見直してさらなる議論が必要だ」と述べた。

また、今年5月に会見し、警察に告訴。準強姦容疑で捜査されたが、嫌疑不たどに触れ「公にしてお話でスピーチし、「捜査や司法のシステムの改正に加

伊藤詩織さんが手記、会見

さん(28)が手記を出版し、ジャーナリストの伊藤詩織くこと、レイプ被害にあって、社会の意識を変えてい

え、被害者を訴えている

東京・有楽町の日本外国特派員協会で24日、会見した。伊藤さんは2015年4月、就職相談のため、元下

にしていなかったが、10月

に手記「ブラックボックス

食した際に、意識を失い望

まない性行為をされたとし

とを機に公表。英語と日本語でスピーチし、「捜査や

疑で捜査されたが、嫌疑不

十分で不起訴処分となっ

た。今年5月に検察審査会

に不服の申し立てをした

が、9月に「不起訴相当

ならぬのは被害者ではな

の議決が出た。この際、男

性は「一連の経過で犯罪行

為を認定されたことは一度



※傍線は山井事務所にて付加

相次ぐ無罪「刑法改正を」



■無罪判決が出た性暴力事件（いずれも3月）

日付	裁判所	罪名	起訴内容	無罪判決の主な理由	検察側の対応
5日	福岡地裁 久留米支部	強姦	記簿させられた女性が 相取り込んだところ を男性が性交	女性が抵抗できない状態 だったが、同意している と男性が主張する状況に あった	控訴
19日	静岡地裁 浜松支部	強制 性交致傷 ・傷害	男性が同意のない女性に 口挿（こうそう）性交を 強制し、けがをさせた	男性から見て明らかに 分かる形で女性が抵抗 していないので男性に 故意がなかった	無罪確定
26日	名古屋地裁 岡崎支部	強制 性交	抵抗できない状態の 長女(10)に父親が性交 。中2の時から性的 虐待をしていた	長女は同意しておらず 抵抗できない精神状態 だったが、恐怖で拒め なかったとはいえない	控訴
28日	静岡地裁	強姦	長女(12)に父親が性的 暴行。約2年にわたり 性行為を強要	長女の証言が矛盾。他 の家族が気づかなかった のは不自然で不合理	控訴

各地で相次ぐ無罪判決。名古屋地裁岡崎支部では、十九歳の長女に対する強制性交に問われた父親が無罪になった。これでは無罪なら、何が性犯罪になるのか」と司法へ疑問の声が上がっている。

判決は長女が性交に同意していなかったと認定。長女は十四歳から性的虐待を受けていた。抵抗する意思のある行為をされたことなどから、判決では「抵抗しなかった心理状態」と認められた。しかし、精神的ショックで記憶や感情が失われる「乖離」の状態では、命令や体へ重大な被害を受けおそれるのたと言えず、性交に同意する以外に抵抗がないという条件は満たさない。無罪判決は、抵抗しなかったと結論づけた。

スプリングの山本代表は「被害者は命の危険をおかして最後まで抵抗するの根拠がないと学問的に証明されている」とその知見が判決に反映されていないと

「何が性犯罪になるのか」

また、性暴力が意図して抵抗できなかったことも、加害者に犯罪の「故意がない」から無罪、という司法判断も疑問。

「子キー」を「気取みさせられ記簿した二十代女性が強姦された」とされた福岡地裁久留米支部の裁判では、女性が行方不明に目を奪われて声を出したなどとして、男性が「女性に許された」と認めた。無罪に。静岡地裁浜松支部でも、被害女性が「男が真っ白になった」ために抵抗できなかったと認めつつ、抵抗していることが男性に伝わらなかったの無罪とした。

こうした司法判断に、刑法改正を求める被害者団体や弁護士が各地で開催されている。性暴力被害に詳しい伊藤和子弁護士は「被害者になって性犯罪の無罪判決が相次いだように見えるが、水山の一角。根本的に法律を犯罪する態がある」と語っている。

性犯罪司法判断おかしい

父親から娘への性暴力など、性犯罪での無罪判決が各地の地裁で相次いでいる。性暴力被害の当事者団体「スプリング」は十日、「司法の判断は被害者保護を放棄してはならず、市民感情を踏まえている」として、法務省と最高検に刑法改正を求める要望書を出した。被害者たちと「あまりに重い」横行・脅迫事件が見直されるか、注目されている。（出田潤生）

被害者団体、法務省に要望書

現行法でレイプが犯罪と認められるには、被害者が性交に同意していないことだけでなく、相手からの

「横行または脅迫」によって抵抗が不可能だった証明をしなければならぬ。二〇一七年に刑法の性犯罪規定が一部見直されたが、この要件は維持された。

要望書では、法務省に対して、「この規定が「あまりに重いハードル」となっている」と訴えた。

る」として被害者保護を求めた。最高検には裁判官に「被害者がどのような状態に陥るか」に関する学問的・心理学的に教える研修を徹底するよう訴えた。

改正刑法には、三年後をめどに見直すという付帯規定があり、半年にわたるスプリングの山本代表は「二週間の無罪判決では、被害者が想像されながら、無罪に認定されている。当事者団体には、刑法の見直しを徹底してほしい」と訴えた。

※傍線は山井事務所にて付加

刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）
附則
（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※傍線は山井事務所にて付加

改正刑法（性犯罪）の運用および 附則第九条における見直しに向けた要望

一般社団法人Spring
代表理事 山本潤
住所：〒103-0014
東京都中央区日本橋堀越町1丁目2-1-6
電話番号：080-3790-1500

平素より、国民の権利を守り、「国民生活の平穏と安全の保護」に取り組んでいただきありがとうございます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している性暴力被害者・支援者の団体です。

2017年6月、刑法性犯罪が改正されたことは、私たちにとって大きな希望となりました。また2018年4月に性犯罪被害への理解を深めようと、法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」設置し、ヒアリングや視察を実施していただいていることに感謝しております。一方、本年3月以降に相次いだ性暴力事件に関する無罪判決は、附帯決議で定められた事項の履行および附則第九条における刑法見直しの必要性を強く感じさせるものでした。

相手の同意のない性的言動は性暴力です。国連は、身体の統合性と性的自己決定権の侵害を性暴力として定めています。「性的自己決定権」とは、いつ、どこで、誰と性関係を持つのかを決める権利です。これは、すべての選択肢をお互いが十分に把握し、その瞬間の自由な意思に基づいて同意や拒否ができるときに発揮されます。

同意がなく、対等性がなく、自分の意思を無視され、望まない行為を強要される時、人は深く傷つきます。性暴力とは、決して許されない人権侵害です。

性暴力被害には、レイプ神話という社会通念上の誤解や偏見があることは周知の事実ですが、そのレイプ神話は、未だに払しょくされていません。

そこで私たちは、附帯決議における事項が適切に履行されることにより、改正刑法がより良い運用となり、また、判決における性暴力被害の立証と実態調査データの乖離に即した改正刑法の見直しが成されるよう、以下を要望いたします。

1. 2017年の刑法改正の折に、“3年後”とされた見直しの目処の2020年に、刑法改正見直しを実現してください。

本年3月以降に相次いだ性暴力事件に関する無罪判決に対し、一般市民が「おかしい」と感じ、自分たちを守るはずの刑法が自分たちを守っていないという認識が共有され、判決に対する抗議デモや署名運動が広がってきています。国民の権利を守り、「国民生活の平穏と安全の保護」が正しく施行されるよう、刑法改正見直しを強く望みます。

※傍線は山井事務所にて付加

2. 「暴行または脅迫」ならびに「抗拒不能」について、撤廃を含めた見直しを要望します。

一) 裁判の現状について

・2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部^[1]は、中学2年から長女（19）への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかったこと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、従わざるを得ないような強い支配、従属関係にあったとまでは言い難いとし、「被害者が抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪と判断しました。

二) 心理学的・精神医学的知見

暴行又は脅迫がなくても、抗拒不能になり、性犯罪が成立することは、心理学的・精神医学的に証明されています。

・犯罪や大災害等、想定外の衝撃や攻撃にあうと、頭が真っ白になり、心身が凍りついたように活動を停止することがあります。性被害の場合においても、被害の瞬間にフリーズ反応（凍結反応）が起き、その後、逃げることも戦うこともかなわないと（無意識的に）判断されたときに、強直性不動状態（あるいは擬死状態）が生じます。

・抵抗は恐怖の時の反応として必ずしも一般的でなく、逆上されそうな場合、人間も動物も降伏する姿勢をとることがあります。何が起きているのかわからない、という混乱やなぜこの人が、という混乱によって動けなくなってしまうこともあります^[2]。

・レイプ被害者の半数以上が被害時に「とても怖かった」「言うことを聞かないと殺されると思った」「相手からなにをされるかわからなかった」と回答しています^[3]。

・「レイプに際しては生命・身体の危険を冒しても最後まで抵抗を固るものであり、本気になって抵抗しなくなるのは性行為に同意しているから」というのはレイプについての根拠なき思い込み（いわゆる「レイプ神話」）の一つにすぎません^[4]。

三) 私たちの要望

- ・「暴行または脅迫」ならびに「抗拒不能」の規定、また裁判官の経験則による事実認定を性暴力の実態や精神医学や心理学の調査データと符合し、より実態に則すよう、暴行脅迫要件の撤廃を含めた見直しを要望します。

3. 不同意性交等罪の創設を要望します。

被害者が「性交に同意していなかったこと」を認めたにも関わらず「抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪^[1]、また被害者が「拒否できない状態であった」と認められたにも関わらず、被告人が「認識していたと認められないこと」を理由に無罪^[5]、また「被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であった」ことは認め

ながら「被告人がわかる形での抵抗はなかった」と無罪^[6]、と相次ぐ無罪判決に一般市民が「おかしい」と感じ、被害者のみならず自分たちを守るはずの刑法が自分たちを守っていないという認識が不安とともに共有され、判決に対する抗議デモや署名運動が広がってきています。

一) 裁判の現状について

・2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部^[1]は、中学2年から長女（19）への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかったこと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、従わざるを得ないような強い支配、従属関係にあったとまでは言い難いとし、「被害者が抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪と判断しました。

・2019年3月12日、福岡地方裁判所久留米支部^[5]は、女性が飲食店で深酔いして抵抗できない状況にある中、性的暴行をし、準強姦罪に問われた福岡市内の会社役員男性に対し、「女性はテキトーなどを数回一気飲みさせられ、嘔吐しても眠り込んでおり、抵抗できない状態だったが、女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたこと、女性が許容している、と被告が誤認してしまうような状況にあった」「女性が拒否できない状態であったことは認められるが、被告がそのことを認識していたと認められない」として、無罪と判断しました。

・2019年3月19日、静岡地方裁判所浜松支部^[6]は、女性に対する強制性交等致傷罪に問われたメキシコ人男性に対し、被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であったことは認めましたが、被害者が「頭が真っ白になった」などと供述したこと、女性が抵抗できなかったのは精神的な理由によると認定し、「被告からみて明らかにそれとわかる形での抵抗はなかった」として、無罪と判断しました。

二) 心理学的・精神医学的知見

・性暴力加害者の治療教育を行なっている専門家は、「性暴力加害者には、思春期以降における性暴力行動を一旦（逮捕等によって）押さえ込み、じっくりその背景にある考え方を聞いていくと、性暴力を合理化する認知の歪みが必ず認められる」としています。^[7]

・性暴力においては、加害者が被害者に密着し、距離が非常に近くなることから、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚などすべての身体感覚が侵襲された状態が長く続きます。^[8]被害者は、これらの侵襲の心身の記憶をトラウマやPTSDに発症する割合が高く、繰り返し再現するリアルな記憶に長い期間、場合によっては一生苦しみます。

三) 私たちの要望

- ・心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データと性犯罪等被害の実態調査結果を反映し、不同意性交等罪を創設することを要望します。

4. 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を要望します。

親子関係でありながら、被害当時年齢が19歳のため、監護者性交等罪が適用されませんでした^[1]。法の網から落ちてしまう事例を救う必要があります。

二) 裁判の現状について

2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部^[1]は、中学2年から長女（19）への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかったこと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、抗拒不能の状態に至っていたと断定できないとして無罪と判断しました。

二) 心理学的・精神医学的知見

暴行又は脅迫がなくても、抗拒不能になり、性犯罪が成立することは、心理学的・精神医学的に証明されています。

・性犯罪の多くは必ずしも「暴行・脅迫」を必要としない顔見知りによる犯行^[9]です。また加害者が立場が上の場合（上司、教師、祖父等）、被害者は所属コミュニティや居場所を失うというリスクを背負わされて抵抗が難しかったり、警戒も何もしていない相手からの行動に咄嗟に抵抗などでできなかったりして受動的に屈従してしまい^[10]、抗拒不能という要件を満たさないで、犯罪とは扱われないのです。

・被害者と加害者が日頃から顔を合わせる関係にある場合、性暴力が繰り返される場合があります。監護者からの継続した性虐待の場合は、そもそも抵抗できず、途中で抵抗したことがあるとしたら余計に、抵抗が受け入れられなかったことで抵抗を諦めるようになり、暴行脅迫は不要になります。性的虐待が被害者の心理に及ぼす影響を「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の認定に反映する必要があります。

三) 附帯決議

2017年刑法改正時、衆議院附帯決議二、参議院附帯決議二において、「刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。」が合意されました。

四) 私たちの要望

- ・心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データを反映し、地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を要望します。

5. 衆議院附帯決議四を踏まえ、性犯罪等被害の実態調査結果を改正刑法の運用および見直しに反映してください。

一) 裁判の現状について

2019年3月19日、静岡地方裁判所浜松支部^[6]は、女性に対する強制性交致傷罪に問われたメキシコ人男性に対し、被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であったことは認めましたが、被害者が「頭が真っ白になった」などと供述したこと、女性が抵抗できなかったのは精神的な理由によると認定し、「被告からみて明らかにそれとわかる形での抵抗はなかった」として、無罪と判断しました。

二) 心理学的・精神医学的知見

・性暴力においては、加害者が被害者に密着し、距離が非常に近くなることから、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚などすべての身体感覚が侵襲された状態が長く続きます^[9]。性器のみならず、肛門・口腔への指や器具等、性器以外の異物の挿入も、性別を問わず、身体的感覚

が侵襲されます。これらが同意なく挿入された時の、侵襲行為による性的被害に対して被害者が受ける衝撃は、性器によるものと変わりません。被害者は、これらの侵襲の心身の記憶をトラウマやPTSDに発症する割合が高く、繰り返し再現するリアルな記憶に長い期間、場合によっては一生涯苦しみます。

三) 附帯決議

2017年刑法改正時、衆議院附帯決議四において、「性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。」と決議されました。

四) 私たちの要望

- 性犯罪等被害の実態調査結果を、改正刑法（性犯罪）の運用および見直しに反映することを要望します。

6. 参議院附帯決議八を踏まえ、子ども（および障害者など社会的弱者）の事件では司法面接を必ず行い、ビデオ証言を採用してください。

一) 裁判の現状について

2019年3月28日、12歳長女に対する約2年間にわたる、週3回の頻度で性行為を強要されていたと検察側が主張し強姦などで起訴された男性について、静岡地方裁判所は「唯一の直接証拠である被害者の証言は信用できない」と無罪としました。理由として、長女が児童相談所職員に毎週金曜日に性交されていると証言していたが、証人尋問では金曜日じゃなくなったなどと証言し、被害の頻度や曜日について供述が変遷しているので、検察官の主張は採用できないと結論づけました。

二) 司法面接について

司法面接では、子どもからの聞き取りは、誘導的、暗示的な誤った聞き取り方法を排して、子どもの記憶が汚染される前に、子どもからできるだけありのままの供述を得て、刑事事件の立件手続の適正を確保するとともに、繰り返し聴取を受けることによる子どもの二次被害をできるだけ回避することを目的として、児童福祉に関する機関、捜査機関等の関係諸機関から構成する多機関連携チームが主体となり、一堂に会して別室で見守る中で、専門的訓練を受けた面接者が、原則としては1回限り行うものとされています。また、子どもの記憶が変わる前の初期段階で全過程を録音・録画する「可視化」が行われています。

子どもに何回も供述させるのではなく、1回の供述のビデオ証言を証拠として採用することで、供述の証明力を確保し、裁判を公正に行うことができます。

三) 子どもの被害の実態について

内閣府男女共同参画局の調査（平成29年度）^[11]によると、無理やりに性交等された被害経験では、無理やりに性交等された女性7.8%中、20.6%が小学校入学前から中学生までで被害を受けていました。無理やりに性交等された男性1.5%中26%が小学校入学前から中学生までで被害を受けていました。中学卒業から17歳までの被害は女性3.5%、男性17.4%でした。

四) 附帯決議

2017年刑法改正時、参議院法務委員会附帯決議では「八、児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理

解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと」という附帯決議がつけました。

五) 私たちの要望

- このような実態を踏まえ、児童が被害者である性犯罪裁判について、供述の証明力を確保する聴取技法が実施されたか、二次被害の防止への配慮がされていたか、といった点を明らかにしてください。
- 次に、性犯罪児童の心理学的・精神医学的知見等について、調査研究を推進してください。
- また、司法警察職員、検察官及び裁判官に対し、これらの知見を踏まえた研修を実施してください。
- 被告人（被告人弁護士）の同意がなければ、裁判証拠とならない〔伝聞法則〕（刑事訴訟法320条・326条）刑事訴訟法について議論し被害者が児童である性犯罪の裁判では司法面接のビデオ証言を必ず証拠として採用されるようにしてください。
- 上記を実施するための、必要な予算を措置してください。

[1] 横と準強制性交、父親無罪「抵抗不能」認定できず 地裁岡崎支部 毎日新聞、2019年4月4日

<https://mainichi.jp/articles/20190404/000/00m/040/481000c>

[2] 宮地尚子（2015）「精神科医から見た性暴力被害の実態」（日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編（2015）「性暴力被害の実態と刑事裁判」）

[3] 内山昶子「性犯罪の被害者の被害実態と加害者の社会的背景（上）（中）（下）」警察時報2000年10月号、6頁（宮地（2015）同上にて引用）

[4] 吉田容子「データから見る性暴力被害の実態―判決で描かれる性暴力被害と実態の乖離―」（日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編（2015）「性暴力被害の実態と刑事裁判」）

[5] 「深酔いの女性との準強制性交、無罪 久留米、「抵抗不能」認定できず 地裁福岡支部 毎日新聞、2019年3月11日

[6] 「女性に乱暴の男性に無罪、静岡「故意認められない」 共同通信、2019年3月20日

<https://headlines.yahoo.co.jp/hf?a=20190320-00000071-kyodonews-soci>

[7] 藤岡洋子「性暴力の理解と治療教育」p.42誠信書房

[8] 宮地尚子(2013)『トラウマ』岩波書店.p.132

[9] 無理やりに性交等された経験のある人に、加害者との関係を聞いたところ、「全くの知らない人」と回答したのは全体の11.6%に過ぎず、主な加害者は「（元）配偶者」や「（元）交際相手」、「職場・アルバイト先の関係者」等ほとんどが知り合いからの加害であることが明らかになっています。内閣府（2018）「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」男女共同参画局
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-waw/chousa/pdf/h29danjikan-7.pdf

[10] 井上摩耶子（2014）「裁判所の「経験則」は正しいか？―裁判を防ぐために」井上摩耶子（大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害統計プロジェクトチーム編「性暴力と刑事司法」）など内閣府（2018）同上

刑法性犯罪等審議に関する要望書

一般社団法人Spring
代表理事 山本 潤

私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している、性暴力被害者・支援者のグループです。

平成29年7月、刑法性犯罪が改正されました。これは改正の必要性を認識してくれた、多くの国会議員の皆様のおかげです。一方で様々な課題が残されたことから、施行後三年を目的として検討ならびに必要な措置を講ずることを定めた「附則」が採択されました。また、暴行脅迫要件の認定に関する調査研究、捜査及び公判の過程における二次被害防止、性犯罪被害者支援の拡充等を求める「附帯決議」も採択されています。

附則ならびに附帯決議を適切に履行するために、私たちは以下を要望します。

1. 刑法性犯罪等に関する集中審議を開催してください

附則は「政府は、この法律の施行後三年を目的として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え」ることとしています。

三年度中に実情、状況等を勘案し、施策の在り方について検討を加えるためには、あらかじめ被害の実情を把握するための調査等が行われていること、ならびに改正後の実態把握のために必要な項目を明確化し、統計や調査が実施されていることが必要です。

今国会で刑法性犯罪等に関する集中審議を実施し、附則の履行に向けた準備が滞りなく進められているかを、明らかにしてください。

2. 私たちを法務委員会の参考人質疑に呼んでください

平成29年7月の性犯罪刑法改正時、附帯決議に盛り込まれた「刑法の見直し」が、より実態に即したものである様、性犯罪被害当事者の生の声を聞いてください。

3. 性犯罪等に関する調査を、政府モデル事業として実施してください

附則を適切に履行するには、刑法性犯罪改正後の判例だけでなく、裁判の過程や起訴・不起訴の基準、被害届の受理・不受理の判断、相談件数等、「判例に至るまでの過程」を明らかにすることが必要です。

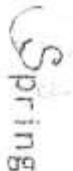
附則の履行にあたり、性犯罪等被害者の実態をよく知る団体に対し、政府モデル事業として、調査を依頼してください。

4. 刑法性犯罪改正時に採択された附則ならびに附帯決議に関する質問をしてください

予算委員会ならびに各委員会で、附則ならびに附帯決議の適切な履行を促す質問をしてください。

5. 各党の法務部会等で、性犯罪等の現状を理解する場を設けてください

各政党の法務部会などで性犯罪等に関するヒアリングを実施してください。

	<p>一般社団法人Spring 2017年7月7日設立。社会に生きる希望をもてるルールを作るための活動をしています。 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸裁町1-21-6 南雲ビル E-mail : lobby@spring-voice.org Web : https://anneblo.jp/spring-voice-org/</p>
---	--

10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの？

～誰もが踏みにじられない社会のために～



2017年に刑法の性犯罪規定が改正されました。110年ぶりです。強姦罪は「強制性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰されることになり、刑も重くなりました。(3年以上の懲役→5年以上の懲役)。それでも、未だに性暴力の被害にあつて泣き寝入りさせざるを得ない人がたくさんいます。もっと被害者を守る、より良い制度を実現するために、以下のような法改正が課題となっています。

- ・ 強制性交等罪(レイプ)における暴行・脅迫要件をなくすことにより、同意なき性行為を広く処罰対象とすること
- ・ 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること
- ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- ・ 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること
- ・ パートナーや恋人との間の同意なき性行為について適切に処罰することセクシュアル・ハラスメントを犯罪とすること

そこで、HRNでは、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾の性犯罪に関する規定を調査しました(2018)。その結果、どの国も日本より進んでいることがわかりました!



(2019年2月)

Q1 むりやり性行為をした加害者が なぜ処罰されないの？

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2017年度調査)によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、無理やりに性交などをされた経験があると答えています。ところが、警察庁によると、2016年の強姦罪の認知件数は989件、被害にあった人の一握りにすぎません。では勇気を出して被害届を出し、受け付けられた人のうち、その訴えが認められたのはどれくらいでしょう。2016年に全国の検察庁が取り扱った強姦罪のうち、起訴された事例は36%に過ぎません。

なぜでしょうか。日本では、レイプ罪が成立するためには、暴行・脅迫、心神喪失などの厳しい要件が求められています。そのため、レイプの被害にあった女性の多くが、「暴行・脅迫の証拠がない」と言われ、警察で取り合ってもらえなかったり、加害者が起訴されないなど、泣き寝入りをしているのが現状なのです。海外ではどうでしょうか。

暴行・脅迫等がなくてもレイプが成立する国

スウェーデン レイプ罪 2018年法改正 Yes Means Yes

刑法第1条A レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合には、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合 暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

刑法第1条A 過失レイプ罪

第1条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は問われない。

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰
世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

第1条 レイプ

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとす。
- (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
 - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
 - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

カナダ 性的暴行罪

- 被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」として処罰される。そして、刑法第273.1条第2項は、以下の場合には同意は認められないとする。
- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合。
 - (b) 被害者がその行為に同意することができない場合。
 - (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、被害者が、言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は性的行為を行うことに同意した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合。

アメリカ・ニューヨーク州法

- 第3級レイプ罪(最も軽いレイプ罪・但し重罪とされる)の要件。
1. 男性又は女性が、17歳未満であること以外の理由で同意する能力がない他人と性交した場合。
 2. 21歳以上の男性又は女性が、17歳未満の他人と性交した場合。
 3. 男性又は女性が、同意能力がないこと以外の理由で同意なく性交をした場合。

ドイツ レイプ罪 2016年法改正

刑法第177条第1項
他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

- 刑法第177条第2項第1号 行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合。
- 刑法第177条第2項第2号 行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著しく限定されている状況を利用した場合。但し、行為者がその者の同意を得た場合を除く。
- 刑法第177条第2項第3号 行為者が驚愕の瞬間を利用した場合。
- 刑法第177条第2項第4号 行為者が、抵抗した場合には被害者に深刻な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合。

暴行・脅迫等の要件を求める法制度の国
～ それでも日本より広くレイプ罪を規定しています～

フランス

- レイプ罪(刑法第222-23条)
暴力、強制、脅迫又は**不意打ち**をもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為は、15年以下の拘禁刑に処する。
- セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第222-33条)
「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金に処する。」

ここがポイント!

- 多くの国が暴行・脅迫という要件をなくし、被害者の同意の有無のみに基づいて性犯罪としています。そして、暴行・脅迫などの要件がある国でも、日本より緩やかな要件で犯罪が成立するとしています。また、信頼関係や依存関係からイヤと言えない関係を悪用した場合もレイプが成立するとしています。

フィンランド

- 刑法 レイプ罪
- (1) 他人に対する直接の暴力の行使又はその脅迫によって他人に性交を強制した者は、レイプ罪として、1年以上6年以下の拘禁刑とする。
 - (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成若しくは発することが出来ない者と性交をした者もレイプ罪とする。
- 刑法第5条 性的虐待罪
- (1) 自己の地位を濫用し、以下の(a)ないし(d)のいずれかの者を唆して性交、その他の実質的に性的自己決定権を侵害するような性行為、又は行為の服従に及んだ者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の懲役とする。
 - (a) 18歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はその他の行為者に従属する立場にあった者。
 - (b) 18歳未満の者で、その性的自己決定権が、未成熟及び年齢のために実質的に行為者に劣っている者に対し、行為者が未成熟さに乗じたことが明白である場合。
 - (c) 病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発することが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている者。
 - (d) 特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

韓国

- 第297条(レイプ)
暴行又は脅迫により、人をレイプした者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 第302条(未成年者等に対する姦淫)
未成年者又は心神微弱者に対し、**偽計又は威力により**、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に処する。※対象年齢は13～19歳

第 303 条(業務上威力等による姦淫)

1. 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、**偽計又は威力により**、姦淫した者は、5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。
2. 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

台湾

刑法第221条

「男女に対し、**暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法**を用いて性交した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。」

刑法第228条

「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、後援者、公務員、職業的關係、その他種々の性質の關係にあることが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に対する権威を利用した者は、6ヶ月以上5年以下の有期徒刑に処する。前項で定める關係にありながら、その者に対してわいせつ行為をした者は、3年以下の有期徒刑に処する。」



Q2 性交同意年齢 なんで日本は13歳なの？

性交同意年齢=同意の有無に関わらず性行為をしたら犯罪になる年齢は？

- 13歳 日本・韓国
- 14歳 ドイツ・台湾
- 15歳 フランス・スウェーデン、
- 16歳 カナダ・イギリス・フィンランド

カナダ 2008年の法改正で原則14歳から現行の**16歳**に引き上げられた。

性的搾取(刑法第153条)

(1)若者(16歳以上18歳未満の者)に対して信頼や権限のある立場にある者、若者がその者と依存の關係にある者、若者との關係が若者を搾取る關係である者が、(a)性的な目的で、直接的又は間接的に、身体の一部または物で、若者の身体の一部を触った場合、(b)性的目的で、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその若者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、罪を犯している。

※12歳又は13歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が2歳未満で、信頼、権限又は依存の關係がなく、又は、他の若者の搾取の關係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2項)。つまり、パートナーが12歳又は13歳より2歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14歳又は15歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が5歳未満で、信頼、権限又は依存の關係がなく、又は、他の若者の搾取の關係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第1項)。つまり、パートナーが14歳又は15歳より5歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

勧告 調査に基づく勧告

魂の殺人・女性をはじめ多くの人々を苦しめる、深刻な性暴力被害をなくすために、私たちは求めます。海外で実現したことは日本でも実現できるはずです。

勧告1: 暴行・脅迫要件の撤廃 -同意のない性交等行為を処罰対象に

勧告1-A: 不同意の性行為をすべて処罰対象に

強制性交等罪、強制わいせつ罪から、暴行・脅迫の要件を撤廃し、相手方の同意・自発性のない性行為はすべて「強制性交等」「強制わいせつ罪」として処罰対象としてください。そして相手方の自発的意志が明示・黙示に表現されていないのに性交等をする場合は処罰対象とする、「Yes Means Yes」の法制を導入してください。

勧告1-B: 加重要件としての暴行・脅迫

暴行・脅迫は加重類型の処罰としてください。

勧告1-C: 同意要件の定義の明確化

同意の要件については被害者保護に欠けることのないよう、諸外国の法令を参考に明確に規定してください。同意がないこと、自発的でないことの例示として、諸外国の例をもとに、暴行・脅迫や心神喪失、抗拒不能にとどまらない広範な例を列挙してください。

特に、恐怖、権限關係の利用、酩酊、疾患、心身の障害等の脆弱な状況により拒絶ができなかったことは、同意の存在が否定される場合として列挙されるべきです。この観点から、準強制性交等罪、準強制わいせつ罪の「心神喪失」「抗拒不能」の要件を緩和すべきです。

勧告1-D: 同意の認識に関する過失罪の採用

相手方の同意に関する合理的確信がない場合、相手方の自発的意志の確認に関する注意を著しく怠った場合も有罪とする法制を採用してください。

勧告1-E: 同意不取得の場合の処罰対象化

同意を得ないで人に対し性的行為を行うことを強制する罪を処罰してください。

勧告2: 子どもの保護

勧告2-A: 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢を少なくとも原則として、16歳まで引き上げてください。

勧告2-B: 子どもであることの加重要件化

子どもに対する性犯罪は加重処罰してください。

勧告2-C: 相手の年齢に関する誤認の処罰対象化

相手方が16歳未満であった場合において、行為者が、相手方が16歳以上であることについて合理的な根拠に基づき確信していなかったときも犯罪としてください。

勧告2-D: 子どもに対する地位利用等の処罰対象化

親権者、監護者だけでなく、学校、施設等の管理監督者、教師、施設職員、同居者、依存、搾取等の關係にある地位の者が子どもに性行為をした場合は処罰の対象としてください。

勧告3: 優越的地位や關係性を利用した性的言動に対する処罰

勧告3-A: 独立の処罰類型として明確化

優越的地位や關係性を利用して性行為を行う場合を処罰する法改正をしてください。

勧告3-B: セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入

セクシュアル・ハラスメントを明確に禁止し、セクシュアル・ハラスメント行為を処罰する規定を導入してください。

勧告3-C: 公務員による性犯罪等の厳罰化

公務員の性犯罪およびセクシュアル・ハラスメントについて、厳格な制裁規定を導入すべきである。



就活OB訪問の女子大生に 大林組社員がわいせつ行為

スマホアプリで知り合う

就職活動でOB訪問に来た20代の女子大学

容疑で逮捕

生を自宅マンションに連れ込んでわいせつな行為をしたとして、警視庁三田署は強制わいせつの疑いで、大手ゼネコン大林組の社員、宗村港（むねむら・みなと）容疑者（27）一東京都港区一を逮捕した。容疑を一部否認している。

宗村容疑者は女子大学生と喫茶店で会い、

「パソコンを見ながら説明したほうがいい。近くに事務所があるから行かないか」と言って、東京都港区のマンションの部屋に連れ込んだという。2人は就活生と社会人をつなぐスマートフォンのアプリ「VISITS OB」を通じて知り合ったとみられる。

逮捕容疑は今年1月27日、港区のマンショ

ンの部屋で女子大学生にわいせつな行為をしたとしている。1月下旬に女子大学生が同署へ被害届を提出。同署はアプリを通じて他の学生とも会っていたとみている。

大林組は「逮捕されたことは誠に遺憾。事実関係を確認し、適切に対応していく」とコメントした。

【産経新聞朝刊 2019/1/9】

睡眠薬使った性犯罪 急増

睡眠導入剤などを悪用した性犯罪が相次いでいる

平成29年 女子中学生に薬物を飲ませた男を、神奈川県警が逮捕。4月 強制わいせつ容疑などで逮捕

12月 20代女性に睡眠導入剤が入った飲み物を飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑などで逮捕

30年 5月 女子高校生に睡眠薬が入った飲み物を飲ませた男を、栃木県警が強制わいせつ容疑などで逮捕

7月 20代女性に睡眠導入剤が入ったドリンクを飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑で逮捕

10月 女子高校生に睡眠導入剤が入った飲み物を飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑で逮捕

睡眠導入剤などを使った性犯罪の特徴と対処法

- 睡眠導入剤の効果が持続する
- 急に耐えられなくなると倒れる
- 体が思うように動かなくなった
- 意識がもうろうとした
- 記憶がない、途切れ途切れである
- いつかはしないような行動をしていた

被害に遭ってしまったら...

- 好意や性感染症を疑い、医療機関で受診する
- 警察や支援窓口へ相談する
- 飲食物の残りや食器があれば相談時に持参する

（内閣府ホームページから転載）

ネットでも人手、少女ら狙う

デートレイプドラッグ、性暴力に使われる睡眠導入剤などの薬物。飲むと眠くなったり、体が力が入らなくなったりするほか、歩行や会話ができなくても、記憶がなくなったり、途切れ途切れになったりする場合がある。短時間で作用する睡眠導入剤は薬の成分も早期に体内から排出されるため、犯行の証拠が残りにくい。

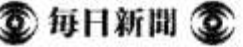
「飲むヨーグルトに...」
東京都警の捜査によると、2018年5月の事件は、東京都港区の女子大生が、友人から「飲むヨーグルト」を飲んだ後、意識がもうろうとした状態で、友人の車に乗せられて、別の友人の家に連れて行かれた。友人は、友人の車を運転して、友人の家まで送った。友人は、友人の家で、友人と性交渉をした。友人は、友人の家で、友人と性交渉をした。友人は、友人の家で、友人と性交渉をした。

睡眠導入剤などを使った性犯罪の特徴と対処法

睡眠導入剤などを使った性犯罪の特徴と対処法

睡眠導入剤などを使った性犯罪の特徴と対処法

【毎日新聞HP 2019年3月12日発信】



準強姦で起訴の男性会社役員に無罪判決 地裁久留米支部

毎日新聞 2019年3月12日 12時32分（最終更新 3月12日 16時01分）

飲酒によって意識がもうろうとなっていた女性に性的暴行をしたとして、準強姦（ごうかん）罪に問われた福岡市博多区の会社役員男性（44）に対し、福岡地裁久留米支部は12日、無罪（求刑・懲役4年）を言い渡した。

西崎健児裁判長は「女性が拒否できない状態にあったことは認められるが、被告がそのことを認識していたと認められない」と述べた。

男性は2017年2月5日、福岡市の飲食店で当時22歳の女性が飲酒で深酔いして抵抗できない状況にある中、性的暴行をした、として起訴された。

判決で西崎裁判長は、「女性はテキーラなどを数回一気に飲みさせられ、嘔吐（おうと）しても眠り込んでおり、抵抗できない状態だった」と認定。そのうえで、女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたことなどから、「女性が許容している、と被告が誤信してしまうような状況にあった」と判断した。【安部志帆子】